

三郷小学校いじめ防止基本方針（R6. 4 改訂）

I いじめ問題に関する基本的な考え方

II いじめの未然防止

III いじめの早期発見

IV いじめの早期解決のための取組

V いじめ防止等のための組織の設置

VI 重大事態への対応

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

(1)「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)いじめ類似行為の定義…県条例第2条第2項で、次のように規定されたものをいう。

いじめ類似行為*4とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じ、蓋然性（「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと）の高いものをいう。

*4 具体的ないじめ行為の例…インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を知った本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合等

2 いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校は基より、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

～「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと～

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、はやしたてたり、おもしろがったりして見ている行為、傍観（見て見ない振りをする）する行為もいじめる行為と同様に許されない。

～いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと～

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつ。いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとしてはいけない。

～いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること～

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

～家庭・学校・地域社会の関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること～

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

3 いじめの実態

～発見されやすいいじめ～

金銭強要や身体に傷害を加える暴行などの非行を含む問題行動によるいじめ

～発見されにくいいじめ～

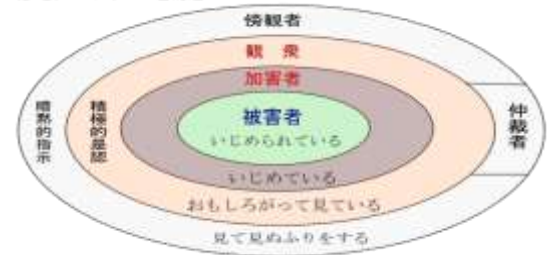
あそび(プロレスごっこ、鬼ごっこ等)、からかい、無視、いたずら、ふざけなど、行動として識別しにくいいじめ

～ネット上のいじめ～

SNS、メールなどを通じて実名やイニシャルで特定の人物を中傷する事例が急増している。

4 いじめの4層構造

(参考) いじめの四層構造



- いじめる児童
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- 傍観者（見て見ない振りをする）
- いじめられる児童

いじめの持続や拡大には、いじめる児童といじめられる児童以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。「観衆」や「傍観者」が「仲裁者」になることで、いじめの拡大防止、早期発見につながる。

Ⅱ いじめの未然防止

1 いじめ未然防止のための共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて、校内研修や職員会議などで全教職員に周知していくとともに、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していく。

- いじめ問題の理解と対応マニュアルの作成
- いじめ問題に関する校内研修の実施
- 保護者、学校運営協議会、関係諸機関、教育相談窓口との連携
- 保護者と相談する機会として、学級懇談会や個別面談を活用
- 年度当初にPTA総会でいじめの未然防止への取組の周知徹底

2 児童との信頼関係の確立

児童と温かい信頼関係をつくり上げていくためには、教職員は日頃から児童の心に寄り添うことを心がけ、児童を一人の人間として尊重して、児童の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていく。また、児童とともに活動する場面、見守る場面を多くし、児童の些細な言動からでも児童の状況を推し量る感性を高めていく。

- カウンセリング研修などの教育相談に関する校内研修の実施
- 学校訪問カウンセラーとの連携強化
- 教育相談体制の構築

3 人権を尊重し、豊かな人間性を育む

教育活動全体を通じて、他者を思いやる心を育むための道徳教育や、生命尊重の精神や人権感覚を育むための教育を充実させる。また、体験活動などの推進により、社会性を育むとともに幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

- 人権教育、同和教育の充実
- 道徳教育や特別活動、総合的な学習の時間、子どもの権利学習の充実
- 社会性の育成・・・縦割り班活動の充実、いじめ見逃しゼロスクール集会

4 児童の自己有用感や自己肯定感、自主性・主体性の育成

教育活動全体を通じ、教職員が児童に愛情をもち、温かく接し、児童が「認められている」「満たされている」と感じることができるよう、児童の自己有用感や自己肯定感を高めていく。また、児童の自主的、主体的な活動を推進させる。

○授業では学習の動機付けを行い、学習意欲の高揚を図る。

○話し合い活動等を意図的に仕組み、協働的・共感的に学び合う経験を積む。

○ねらいや成果を可視化するなどユニバーサルデザインの視点を大切にした授業を行う。

○児童会活動、委員会活動、学級活動、当番活動、縦割り班活動、課外活動、花の栽培活動などで一人一人の児童に役割や責任を与えることができる場を設定する。

○児童会や代表委員会の活動を中核にし、児童会によるいじめ防止に関する活動を実施する。

○「いじめ根絶週間」を設定し、いじめ問題へ意識を高める。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が拡大して関係が複雑になり、解決が困難になる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。そのため、日ごろからの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報の共有を行うことが重要である。

1 いじめのサインを受け取るために

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、教職員は日頃から児童をしっかり観察し、行動や生活の様子の変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないよう積極的に認知する。

○休み時間や清掃時間など児童たちと一緒に過ごすようにし、児童の様子を見取る。

○作文シートやめあての振り返り、Q Uアンケートや毎月のいじめアンケートなどを活用し、児童の変化を把握する。

○定期的に児童の情報交換会を実施し、教職員同士で児童情報を共有する。

(週一回の終礼、「子どもを語る会」、生徒指導部会など)

○必要に応じて、始業前、業間、昼休みにパトロールを実施する。

○学校訪問カウンセラーとの連携を図る。

○教育委員会、児童相談所、中学校区の小中学校や発達支援センター、子ども福祉課、すこやかなくらし包括支援センターなどの関係諸機関との連携を図り、情報を収集する。

2 教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な教育相談の実施や、児童が希望するときに相談ができる教育相談体制を確立

し、いじめられている児童や周りの児童、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につながるようにする。

- 年間計画に教育相談週間を位置付け、相談する時間を計画的に確保する。
- 児童の変化を見取る。
- スクールカウンセラーや生活指導主任との連携を強化する。
- 保護者が気軽に相談しやすい関係を構築する。

3 アンケート調査による把握

定期的な学校生活アンケート調査を実施し、児童の実態を客観的に把握する。実施方法（記名式等）については、状況に配慮して実施する。

【学校生活児童アンケート(年2回)と毎月の「いじめアンケート」、年1回のQUアンケート】

IV いじめ早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、**特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応**することが必要である。また、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の元、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談、いじめの内容によっては警察などの関係機関と連携する必要がある。教職員は平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、組織的な対応ができるよう体制整備を行っていく。

1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関係している児童に適切な指導を行い、そのいじめに対し、組織で対応するために全職員に周知し、多方面からの確かつ迅速に対応する。さらに保護者の対応についても誠意をもち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童の安全の確保

いじめの相談や通報にきた児童から話を聞く場合は、時間や場所などに十分に配慮を行う。それらの児童を徹底して守るため、休み時間や清掃時間、課外活動などにおいても教職員が見守る体制を整える。

～「いじめ不登校対策委員会」による対応と情報共有～

発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織で対応するため、「いじめ不登校対策委員会」で情報を共有し、問題解決のための方策を検討し全職員の協力体制のもと対応する。

～多方面からの情報収集による正確な事実把握～

正確な事実関係を把握するため、速やかに関係児童や教職員、保護者などの第三者からも事実確認等を行い、管理職の指示のもとに教職員間で連携して対応する。事実確認を行う場合は、複数の職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等には十分に注意を払う。

～関係する保護者への説明と教育委員会への連絡～

事実確認の結果は、教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者に事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。

2 問題解決のための適切な指導と支援

様々な立場からの事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、全教職員で対応方針や指導方針を検討し、いじめを受けた児童やいじめを行った児童に対する適切な指導や支援を行う。また、再びいじめを起こさないための学校づくり、集団作りに取り組む。それらの内容を関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を提示し、再発防止への協力を要請する。

なお、児童の生命、身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

～いじめられた児童や保護者への支援～

【児童に対して】

- ・事実確認とともに、いじめられている児童の立場に立ち、児童の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・事実を正直に言えない場合や認めたくない場合は、最後まで全力で守り通すという姿勢を示すとともに、できる限りの不安を除去し、心身の安全を保障する。
- ・スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
- ・児童の意向に沿いながら、必要に応じて学校生活への配慮を行う。

【保護者に対して】

- ・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。家庭訪問などで保護者に事実関係を正確に説明する。
- ・学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連絡をとりながら、解決に向かって取り組む。解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

～いじめた児童に対しての指導・支援、保護者への助言～

【児童に対して】

- ・児童が抱える課題になど、いじめの背景にも目を向けて事実確認を行う。
- ・いじめられた児童の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることを気づかせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を分析して指導する。
- ・児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、出席停止、特別指導、警察との連携による措置も含め、毅然として対応をとる。
- ・いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

【保護者に対して】

- ・正確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながらいじめが許されないことを理解してもらい、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。
- ・児童が同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して児童を育てていく姿勢で対応する。
- ・複数の職員で対応にあたる。

～周りの児童たちに対しての働きかけ～

- ・当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせる。いじめを抑止する仲裁者になることや、仲裁できずとも誰かに知らせる勇気をもつことを指導する。

- ・はやし立てたり同調したりしている児童に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させる。
- ・必要に応じて、学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは絶対に許されない」という意識を広げ、再発防止へ向けた指導を行う。

～経過観察と再発防止に向けた指導～

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き保護者と連携しながら児童の経過観察を行い、必要に応じて「いじめ不登校対策委員会」で課題の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方に、**学校訪問カウンセラー**、スクールカウンセラー、**ソーシャルワーカー等**関係機関の活用を含め継続的な指導や支援を行う。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取組や児童指導体制を見直し、再構築していく。

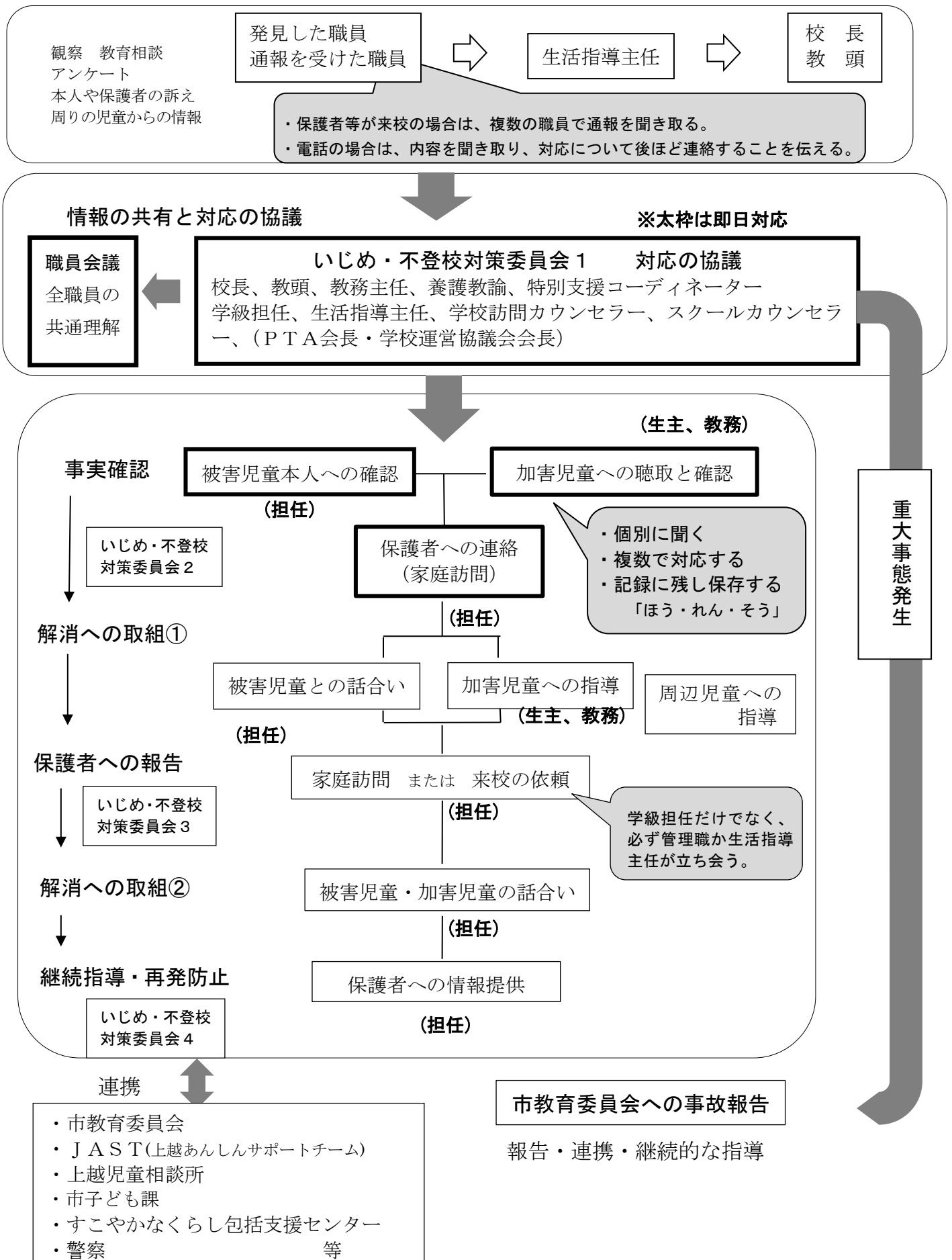
3 いじめ対応の基本的な流れ

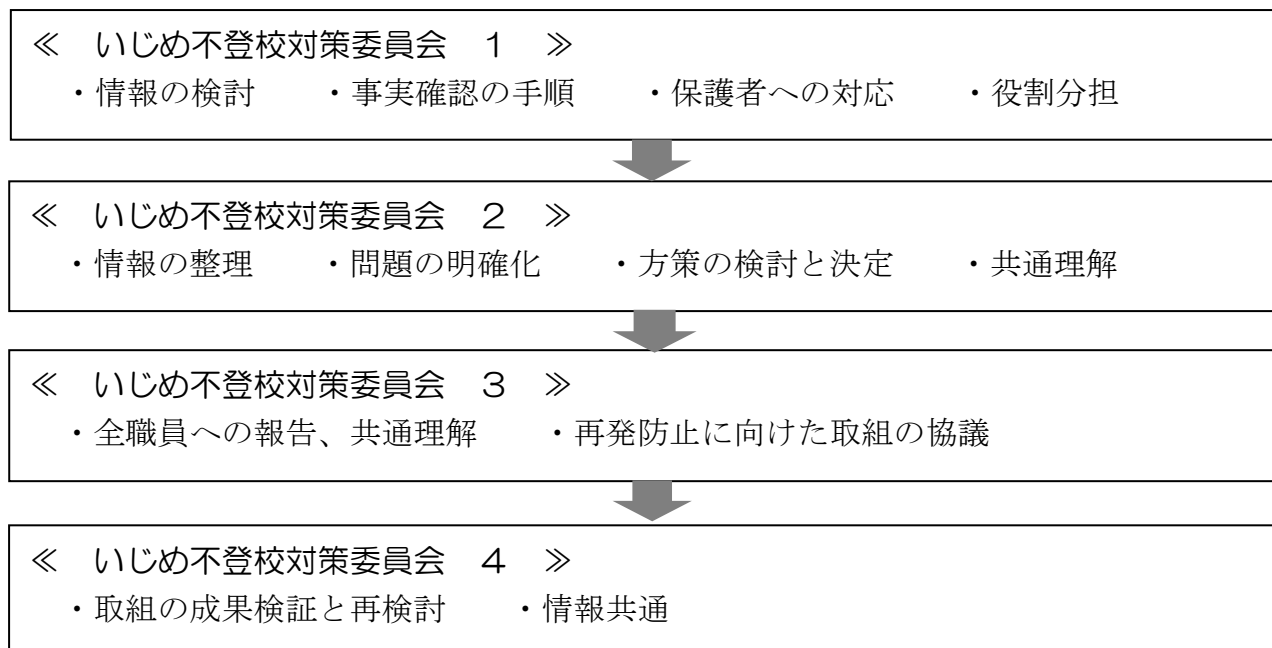
～対応の流れ～

- ①情報を得た職員は、生活指導主任に報告する。
 - ②事実の把握に向けた会議を行う。
 - ・生活指導主任と担任と情報に詳しい職員などで会議をする。
 - ・事実の正確な把握を目指し、「どの職員がどの児童へ」「何について」等の聞き取り担当と聞き取り内容を確認する。
 - ③児童に話を聞き、事実の把握を行う。
 - ・全体（全校、学年、学級）にアンケートなどで情報を求めるときは、情報をくれた児童を「守る」と「学校をみんなの手でよくしたい」ということを確実に伝える。
 - ・情報をもらった後には、その結果と感謝の言葉を必ず返す。
 - ・聞き取る基本項目は「いつ、どこで、誰が、どのように、何をした」
 - ・事実の把握が中心であり、指導に力点は置かない。
 - ④事実に基づきながら、問題の解決に向けた会議を行う。
 - ・生活指導主任と担任が、把握した事実を教頭（校長）に報告する。
 - ・会議には、教頭（校長）、生活指導主任、担任、該当児童に関わりが深い職員が参加する。
 - ⑤児童へ解決への指導・支援を行う。
 - ・被害児童、保護者への誠意ある対応と同時に、加害児童、保護者への対応も丁寧に行う。
 - ⑥経過・結果を報告する。
 - ⑦継続指導と経過観察を行う。
 - ⑧再発防止や予防的活動（職員に報告、見回りなど）を行う。
- ※問題発生時の初期やその後必要に応じて、生活指導主任と担任は、教頭（校長）に内容を報告し、指示を仰ぐ。

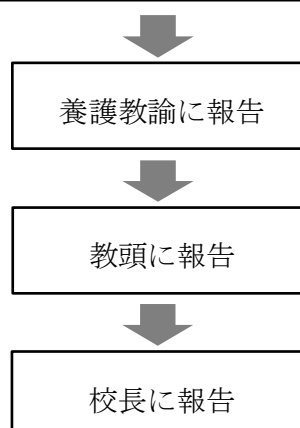
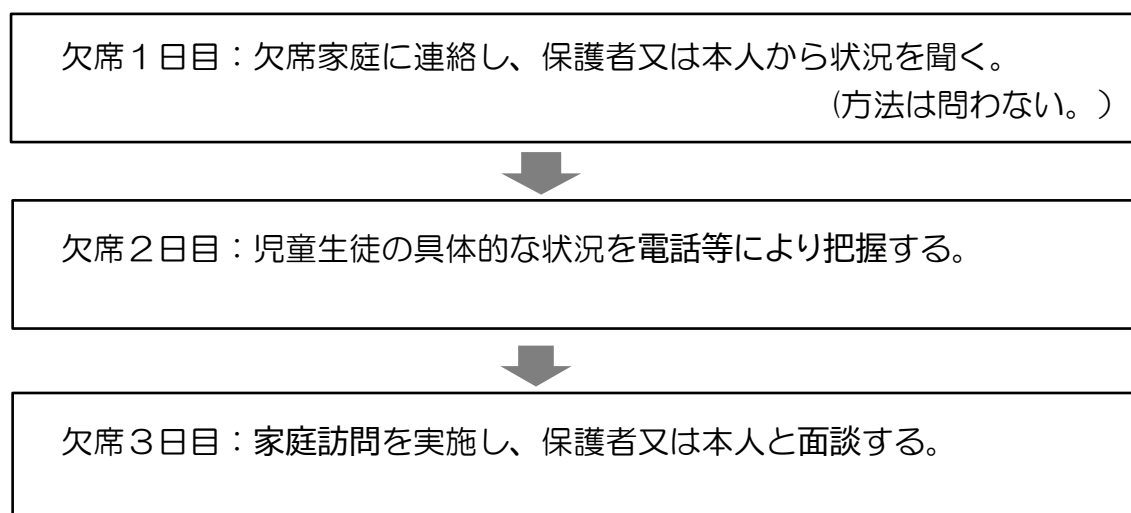
いじめが起きた場合の組織的対応の流れ

いじめの発見・情報を受けたとき（ズボン下し・虐待の疑い等の場合も）





「不登校を未然防止する「子どもとともに123運動」の実施」



(教育月報 H23.10 号より)

V いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめの根絶」という強い意志をもち、学校全体で組織的に対応することが必要である。また、必要に応じて外部の専門家が参画することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することと考えられる。このことから、いじめ問題への組織的な取組を推進し、共有された情報から組織的に的確に判断するための組織を構成する。この組織が中心となって、教職員全員で総合的ないじめ対策を実施する。

1 「生活指導部会」の構成

○定期的な開催

教頭、生活指導主任、生活指導部（含む養護教諭）

○緊急開催

校長、教頭、生活指導主任、当該担任 ※事案により柔軟に構成

2 「いじめ不登校対策委員会」の構成

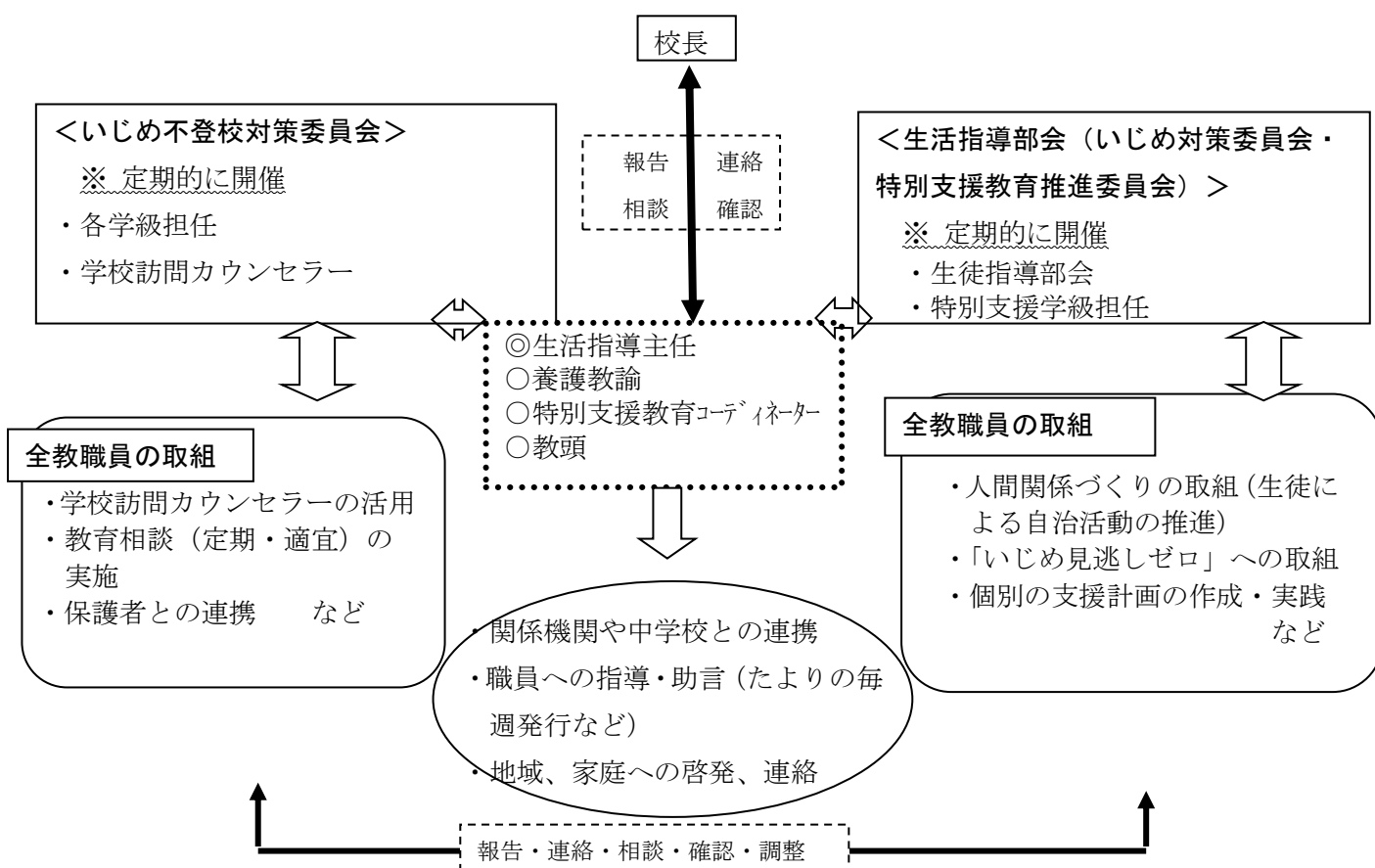
○定期的な開催

校長、教頭、教務、生活指導主任、養護教諭

○緊急開催

校長、教頭、生活指導主任、当該担任、養護教諭 ※事案により柔軟に構成

<課題解決のための組織図>



VI 重大事態への対応

1 想定される重大事態

～児童がいじめ・いじめ類似行為を受けたことにより～

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。)
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

2 重大事態発生時の対応

～学校が調査主体となった場合～

- ①組織による調査体制を整える。(校内設置のいじめ対策委員会の活用)
- ②情報を収集し、事実関係を整理する。
- ③いじめの概要について教育委員会に報告する。
- ④教育委員会からの学校への指導・支援を受け必要な措置をとる。
- ⑤調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

～学校の設置者が調査主体となった場合～

- ① 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※2018 年 8 月一部改訂

※2019 年 8 月組織対応図改訂

※2024 年 3 月「上越市いじめ防止基本方針」改定を受け、一部改訂